

第四十回国会 参議院商工委員会會議録第三十号

昭和三十七年五月七日(月曜日)

午後一時十一分開会

委員の異動

本日委員伊藤道君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
 御木 亨弘君
 中田 吉雄君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
小林 英三君
吉武 恵市君
近藤 信一君
椿 繁夫君
加藤 正人君

衆議院議員

首藤 新八君

発議者

政府委員

中小企業庁長官 大堀 弘君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○商店街振興組合法案(衆議院提出)

○継続調査要求に関する件

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
初めに、委員の異動について報告いたします。

さる四日、曾弥益君が辞任され、その補欠として向井長年君が委員に選任されました。また、本日、伊藤道君が辞任され、その補欠として吉田法晴君が選任されました。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず、商店街振興組合法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次発言をお願いします。

○近藤信一君 私は、ただいま議題となっております商店街振興組合法案について、まず、法案の内容の質疑に入る前に、二、三の点について提案者にお尋ねをしたいと思います。

それは提案者も御承知のように、商店街の諸君が、この振興法案が一日も早く成立することを非常に期待しておられることは、これは事実でございます。私どももこの法案に対しては賛成をするものでございますが、ただしこの商店街振興組合法案が、衆議院段階におきましてわづか三十分でこれが成立したということが新聞にも報道されておりますし、特に議員立法がそうした会期末にほんのわずかの時間でこれが国会をまかり通る、政府から提案された中小企業法のいろいろな法律案というものがなかなか委員会で通らないのに、これがわづか三十分でまかり通った、こういうことで批判をしておるわけでありまして、こういうことは、私には従来もしばしばあったこととございまして、特に国会の終末に議員立法が簡単に通るといふことは、はたして議事政治の今日建前からいって、そういうことは、私は議員としても当然の権利ではございませぬけれども、もう少し慎重にやるべきでなからうかと、こういうふうにご意見を伺って、御意見を伺って、政府案と議員提案とを問わず、議案はできるだけ慎重に取り扱うべきだと思っております。ところが、本法案は三月に提案されたものでありまして、しかも社会党からも大体同種類の提案がされております。したがって、社会党と自民党の間におきまして、この内容につきましてしばしば実は検討いたしましたのであります。よって外部の第三者から考えますと、いとも簡単に通過したという印象を与えておられるかもしれませんが、実際は相当慎重に、かつ長期にわたって、あらゆる角度からこれを検討して参ったものでありまして、ただいまお話の、慎重にやるべきだといふ線に沿って、これは実は審議して参ったものでありますので、この点は御了承願いたいと思っております。したがって、討論採決の前におきます審議もわづか三十分間でこれが済んだということ

は、以上申し上げたような経過によったのでありまして、あわせて御了承願いたいと思っております。

○近藤信一君 いま一点は、商店街組合から私どもも陳情を受けまして、この組合の成立については私どもも重要だと思っております。

そこで、お尋ねしたいことは、商店街を含めて今いろいろと中小企業の法律案といふものがたくさん成立しておるわけなんです。それらの中小企業立法でこの商店街振興といふものが十分でないという点から、この法律案といふものが提案されたものと私は思うのであります。そこで、どういふ点が基本的なことを出さなければならぬかというその理由、この点を一点お尋ねいたします。

○衆議院議員(首藤新八君) ひとつもでありまして、本案を特に団体法、あるいは今日まであります協同組合法等によらずして、特別に立法いたしましたゆえんのもの、御承知のとおり、今日まで行なわれております中小企業対策の組合法はほとんどが業種の別の実は団体であります。いわゆる縦の組織であります。したがって、商店街はこれとは逆に横のあらゆる営業の集団をしておる場所でもあります。したがって、縦のいわゆる業種別の組合を、これ適用いたしまするのにかなり無理がありますと同時に、もう一つは、今回の立法の目的は、商店街自体の環境整備をいたす、その環境全部を振興したいという実は考え方に

立っておりますから、従来の協同組合法、あるいはその他の法の内容は、いわゆる業者でなければならぬということが必須条件であります。今回は定款のきめるところによりまして、必ずしも業者でなくてもいい、この商店街に居住しております、極端に申し上げますれば全く何もしてない無職の方、これも入ってもよろしい、あるいは銀行、保険会社等もこれも入ってよろしい、要はその商店街の区域に居住しております者が全部これに加わったという、そして商店街そのものの環境の整備と向上をやるという意図が二つでござるわけでありまして、そこで、どういふふうな別個の立法をいたした、こういうこととありますので、これもあわせてひとつ御了解願いたいと思っております。

○近藤信一君 最後にもう一点お尋ねいたしますが、商店街で御商売をしておられる方々は、資本的にもまた非常に零細の人が多く、私どもは思うのであります。そういう点で、私どもはやはりこの商店街の方々に育成するといふのは、そういうことは重要なことだと私は思うのであります。ただし、これはしばしば私どもいろいろな、商工会のときに質問をした点でございまして、私はそんなことはないと思うので、私どもも、商店街にはいろいろな普通言いならされておる言葉、から言くと、ボスの支配下にこれが掌握されるんじゃないか、こういう私は危険を含んでおるといふふうにも考えられる。

に残っておりまして、体系といたしましては、抜本的に法律規定の整理が完全にできておりませんと考えるわけでありまして、この点につきましては、将来重複しております規定についてさらに改善の方法について検討したいと思っております。

○中田吉雄君　そうしますと、二つあればどっちでもやれるということになると、いろいろ支障もあると思うのですが、そういう支障はないかどうか、将来検討するとなれば、どっちか削除するということですか。

○政府委員(大塚弘君)　商店街組合につきまして特別の立法ができませんれば、おそらくこのほうを多くの方々が利用されることになりかと思っておりますが、その重複の点につきましては、将来あるいは削除するか、そういった点について検討したいと考へます。

○中田吉雄君　この同業組合でない、業種の違つたものも対象にし、環境整備するというのは、なかなかこれは一つの重要なねらいだと思つていますが、それにはこの第十三条の商店街振興組合の行なう事業という内容は非常に重要だと思つております。しかし、これをやるには商店街振興組合に対する助成措置として「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対して、補助金を交付する」と、こういうふうになつておるのですが、私の十三三条を一々拝見しまして、たとえば保管というふうなことが、これは商店街の業種の違つたものが、そこに倉庫を持つて、なかなか店舗に収容するだけの施設はない、駅の近くにある普通の倉庫に保管を頼むより、はるかにいいと思つております。業種の違つたものが

やったり、その近くのものだけが保管したり、非常に便利がいいと思つております。そういう業種の違つたものが、非常にこれは妙味があると思つております。しかし十四条を見ますと、倉庫証券が出せるようにということになりますと、相当倉庫証券が発券できるようになると、倉庫というものはなかなかこれは規格があつて、相当な長期の資金の借入れを受けるとか、よほどの施設がないといかぬと思つて、その点いかがですか。

○衆議院議員(首藤新八君)　この法律の保管という最終の目的は、御説のうちに、やはり倉庫証券が発行できるというところまで持っていきたいというふうな考へておられますが、しかしそれではやはり相当の段階を必要とすると思つておられます。とりあへずは適當の倉庫を組合で借りたりして、業者のものを預ける方法によりまして、業者のものを預かる、しかも低賃金で預かる、そしてこの利益を与えるというふうな方法がいかならないか。それでこれをやつた経験からだんだん上ずみになりまして、最後には倉庫証券の発行までできると、非常に倉庫を持つようになつておると思つておられます。こういう考へ方に立っておると思つておられます。

○中田吉雄君　私はそういうのができればけっこうですが、なくても、倉庫証券は発券できぬでも、近接して業種の違つたものでも、倉庫を持つておれば、自分のところの店舗は小さくとも、非常にこれは便利なものだと思つておるのですが、そういう点で非常にけっこうだと思つておるのです。それから十三条一項の四号にはこういうことが入るので

しょうか。私、最近若干の中小企業の人に接触してみても、そこに使われる人が、その商店に住み込むというものは、とにかく家族の人が監視するといふわけではないのですが、もう住み込みといふことで、給料が少し高くて、ごちそうがあつても、なかなか店員として来ないのです。ですから将来どうしても中小企業がこの雇用者を確保するためには、共同の宿舎というものがなしには、これはもうほとんど私はずきないと思つておるのですが、この四の中にはそういうものも入つておるのですか。

○衆議院議員(首藤新八君)　全くお説のとおりでありまして、現在この従業員に対する施設の不完全なものは、小売商段階が一番ひどいと思つておるのがあります。最近相当まあ自覚をいたしまして、共同宿舎とかあるいはまた単独の宿舎を備へておるものもありませんけれども、まだまだ初歩の状態にありまして、全般的にこれは普及するには容易でないと思つておるのです。したがつてこの際、組合が指導的な立場をとりまして、すみやかにそういう宿舎の完備を推進するといふことがこの際最も必要だ、こういう考へ方に立っておるのでありまして、この条項は御説のようなそういう面を取り入れた、目的とした条文であります。

○中田吉雄君　私は優秀な定員を確保するには、勤務場所と宿舎を別にしなければ、もうとにかくそこに一日中おるのほうとうしてしまつてしまつて、朝の九時から晩の五時なり五時というのでなくて、近代的な雇用制度は確立せぬと思つておるのですが、それから第八号ですが、この駐車場

なんです。これは、私鳥取県ですが、もうほとんどの小売店が今自動車を持つておるのです。乗用車あるいはライトバンの車を持つて駐車場に非常に困つておる。こういうのは、業種は違つても、近くにあれば、これはもう当然、最も緊急を要する私は共同施設だと思つておるのです。これ、たいへんけっこうだと思つておるのですが、そこでこういう第十三条のようなことをやりますたところには、予算の範囲内で政令の定むるところによると、これまでの中小企業庁のやられておることは、大体は問題点は指摘して予算が少しずつついてい

る。ほんとうに中小企業を振興するには、いろんな手が打たれる。もっと画期的な財政投融資、それと補助金なしにはだめだと思つておるのです。結局この法律が生きるかどうかは、そういう画期的な施設があるかどうかだといふことですが、この点、首藤議員と大塚長官の御所見を聞いて私は大体問題点はもうあげてあるのだから、ただちよぼちよぼと……集中的に持続的にやはり手を打たぬと、この法律が生きておると思つて、それに対する御所見を伺つて、私の質問をやめたいと思つておるのです。

○衆議院議員(首藤新八君)　全くごもっともでありまして、私たちがその八のいわゆる駐車場の問題でありまして、個々の商店が自動車を持つて、この個々の自動車の置き場にも困つておる。いわゆるお客の自動車を、現在の情勢から考へますと、どうしても相当地場を確保いたして、そして便宜をはかるという時代になつてきたと思つておるのです。これは個々の力ではとうていできないことでありま

るから、組合がやはりこういう問題を重点的に取り上げて、そうして実行すべきだといふ考へ方で立法したわけでありまして、そこで政府の補助であります、今日までも共同事業に對しましては若干の補助があります。ただしそれはスズメの涙にしか値しないような少額でありまして、かような相當の資金を必要とするものに対して、今後いかにすればこれを獲得できるかといふことではあります、すでに御承知のとおり基本法を三党で提案いたしておりまして、同時にまた国会の空気が、この

際、中小企業を重点的に振興せしむべきであるという気分が今日ほど濃厚になつておることではないのでありまして、政府も、中小企業庁が極力各省の協力を求めておられます。また衆議院の省関係あるいは通産関係の首脳者を委員会に招致しまして、この問題を特に取り上げて、実はこの質問を展開する予定をいたしておるのでありまして、今後御意見に従つて、できるだけ多額の補助金が出ますように精進いたしたい、かように実は考へておる次第でございます。

○榎本幸弘君　今の点にちよつと関連してありますが、この法律を立法した一つの目的は、もちろん協同組合ではできない面とか、あるいは町作りとかといふような意味があつたと思つておるが、任意団体では、せつかく政府の援助と申しますか、やはりその法的根拠を与えたほうが援助するの非常に適当じゃないか、これが一つの目的の中に私はあつたと思つておるのです。特にまた今中田委員の言われましたように、

共同宿舎であるとか、駐車場であるとか、共同倉庫であるとか、いろいろ共同施設が多いと思いますが、これらの問題については、単に、この補助金も必要であり、あるいは金融措置とか、あるいは税法上の措置とか、こういうものも将来は考えてやらなければならぬと思ひます。こういう点について——これは質問じゃありません。政府のほうにおかれましては、ぜひ強力的にこの立法の趣旨に沿うように、ぜひひとつ御努力願ひたいと思ひますが、この点につきまして御意見をちょうと……。

○政府委員(大堀弘君) たいだいま御質問のごさいました点について、実は政府部内で検討いたしましたところで、この一番実問題点になりましたのが補助金の問題でございす。それでこの協同組合あるいは商工組合、同様にございすけれども、この振興組合がございすけれども、こういう法律に基づいてやるのはもちろんでございす。が、こういった組合に対して、あるいは組合連合会に対して、機関経費といふことは、政府として従来やりました例がないわけにございまして、商工会あたりになりまして、あるいは中央会あたりは、これはまた組合と違つた指導事業をやっておりますのでいたしてございす。が、こういう組合に対して機関経費の補助をいたした例はないのでございす。その意味におきまして、この点については政府として今日お約束できるような段階まで至っていないわけにございす。ただ事業につきましまして、たいだいま首藤先生からお話のございましたように、私どもとしても共

同施設補助という、近代化補助金の中の組合等に対する共同施設費補助という項目がございす。これによつて組合の共同事業に対する補助はいたしておるわけにございす。現にやっておるわけにございまして、さらに厚生関係からいいますと、住宅建設についても、現に建設省の建てております住宅建設の中に、中小企業向けは今年度は半分以上になっております。これは特ワクといつたしまして半分以上になっております。さらに最近発足いたしました年金福祉事業団、これがやっております病院とかその他の医療施設あるいは厚生施設、こういうものに対しては年金福祉事業団がやっております。年金福祉事業団がやっておりますことは、これはまるまる中小企業のためにやっております。中小企業のためにやっております。そういう面での対策は相当充実して参つております。問題はこれらの施設について五人未満の従業員に対する適用が現在のところないわけにございまして、商店街等については、私どもはこの点は抜け穴に面しておる。したがって、こういった面に対するやはり財政面あるいは金融面の対策を樹立しなければいかぬといふことで、大蔵省にも強く要請を参つておるわけにございまして、私どもとしましては、たいだいま申し上げましたような共同施設費補助あるいはそういった厚生施設に対する政府の施策、さらに中小公庫なり商工中金なりの金融対策とあわせて、今後こういう組合の一その充実がございすように努力して参るつもりでございす。

○赤間文三君 関連して、私、一言だけお願いをかねて。この商店街振興組

合法案は非常に私どもけつこうだと思ひます。こういう法律ができたならば、十分ひとつ効果があがるように格別やつてもらひたい。それで通産省にちよつと一言お尋ねしたいのは、どうも、中小工業という面についてはあらゆる面から従来施策もあるように思ひますが、比較的商業についての施策というものが割合に配慮が少なかつたんじゃないかと思ひます。私は通産省としてもやばり商業方面の小売商業、小売店、そういうものの整備改善といふことに一そのひとつ注意を払つてもらうといふことが大事じゃないか。そういう点からいつても、この商店街の振興法ができたのはいいと思ひますが、今後は特にひとつ、工業は言うに及ばず、商業方面にさらに力を入れていただく。ついでにはたとえはこの商店街ができれば、さつそくとえればアーケードといふようなものを作られるときには、必要であると認められるならば、補助金を出すと、今お話をあつた共同の倉庫あるいは環境整備あるいは小売商店の設備を近代化する、建物のきたない店に補助をやること、手入れ費を出すと、店を近代化して、間接的にはデパートにも対抗ができるように、またこれができると、一区画が完全に商店街が一つの商店のごとく専門化もするし、環境も整備されると、思ひ切つて、この機会に、ひとつ、このいい法律ができるのだから、それについては、今木本さんからお話があつたように、金融の措置といふものももちろんのことであるが、私も、補助金なども、思ひ切つて組んでもらう必要があるのじゃないかと思ひますがね。要するに、今まで

の商業に対する施設補助その他のものが、やや、どうも私は少なかつた。これを機会に、でき得る限り、あらゆる面において振興策を講じてもらひたいと思ひます。それについて、何か、私の言うことについての感じがありましたら、簡単に……。

○政府委員(大堀弘君) たいだいま赤間先生から御指摘ございまして、私どもも反省してみます。確かに商業対策の面について、工業対策に比べて不十分ではなかつたかといふことを感じております。その意味におきまして、実は、基本法の施行その他の問題も含めて、現在スケジュールを組んで、検討をさらに進めていく準備をいたしておるような次第でございす。が、私としましては、特に、商業対策、流通機構及び末端の小売り商、問屋を通ずる流通面についての、いわゆる商業対策について、この際、抜本的に掘り下げて、対策の面の充実を期して参りたいと思ひます。

○川上為治君 私、衆議院で修正されました点について、二点、念のためお聞きしてみたいと思ひます。第一点は、これは第九条の問題です。が、この商店街振興組合を作ります場合に、最初の案としましては、一般の小売商業だけではなくて、商業全般について商店街組合ができると、こういうことになっておりました。この第九条の、「二分の一以上が小売商業」と、こういうふうな文句ではなくて、たしか三分の二以上が商業と、こういうことになつておると思ひますが、そうなりませんといふと、八条によりまして、もちろん、卸売業者のほうも商店街の組合に参加し得るのでございす

けれども、第九条の修正によりまして、卸売業者の密集している地帯、大部分が卸売業者の地帯については、これは商店街組合はできないといふことになるわけですが、たとえば東京でいへば横山町、ほとんどこれは卸売業者だけだと思ひます。ところが、この横山町においては、いろいろな共同の事業をやりたい。たとえば共同駐車場の問題も、あそこは非常に問題になっていると思ひますが、ああいう地域については、この法律の恩典には浴さないといふことになつてくるのじゃないかと思ひますが、私はむしろ小売商業だけではなくて、広く一般商業にしておいたほうがいいのじゃないか、こういうふうにご考へますが、どういふわけに、この点を小売商業といふふうにお伺ひしたいと思ひます。

そうして、そういうことになりまして、結局問屋の商店街といふものについては、協同組合でいくよりは、かなしいことになつていくと思ひます。そうしますといふと、協同組合に対する政府の助成と、この商店街振興組合に対する助成、これは相当違つてくるのかどうか。違つてくるというふうなことになるか。違つてくるというふうなことに参りましたように、問屋が非常に密集している地帯については、この法律によつたほうがベターだといふことになつてくるわけですが、その点はどういふふうにお考へになりますか。これが第一点。それから第二点は、これは念のため、特に聞いておきますが、第十三条の事業のところ、第七の「組合員の従業員」の集団的雇入れ及びその従業員に

係る賃金」云々とありますが、この賃金等の「労働条件の改善に関する事業」という中に、賃金協定が入っておりま

○衆議院議員(首藤新八君) 川上委員の御質問の第一点であります。御承知のように当初は商店街——小売である

○衆議院議員(首藤新八君) 川上委員の御質問の第一点であります。御承知のように当初は商店街——小売である

○衆議院議員(首藤新八君) 川上委員の御質問の第一点であります。御承知のように当初は商店街——小売である

○衆議院議員(首藤新八君) 川上委員の御質問の第一点であります。御承知のように当初は商店街——小売である

に対する待遇というものは、ほかの団体に比較しまして、相当おくられている

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

○川上治君 この第九條の問題については、今首藤議員のほうから御説明

の施設の問題で、今日やはり産業が若干上向いているという関係で、大かたの人たちが、就職希望者は大きいところをねらうわけでありませう。せつかく連れて来たところが、今度その友だちからスカウトされて、よそへ変わってしまう。こういうケースが幾つもあるわけなんです。そこで、どうしても店員の雇入れというものは、非常に私には困難になるのじゃないか、この法律が通れば、やはり運用上の責任というものは、これは政府が持つわけなんです、そういう点で、これは政府から御答弁願いたいのですが、一体この法律が通ったならば、こういう点について、どういふふうな御指導をなさっていくか、これがお考えであるか、これがまず第一点。

それから十三条の二項の中に、「商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。」と、三十万円と規定してありますが、今御承知のように池田内閣の所得倍増からくることの物価倍増になり、三十万円、焼けした場合に一体何が買えるか、こういうことを私は考えるのですが、この三十万円と最高をきめられた根拠というもの、一体どこにあるのか。それからもう一つは、出資の点でございますが、二十条に「組合員又は会員は、出資一口以上を有しなければならぬ。」と、二項のところにも「出資一口の金額は、均一でなければならぬ。」と、こういうふうにあるのです。

で、これは首藤さんも御承知のように、商店街に加盟する組合員には、段階や段階はたくさんあると思うのです。ね、ほんとうにその日その日を生活しなければならぬという小売商もあるし、まあ比較的裕福に暮らしているところの小売商もあるわけなんです。これを均一にされた根拠というものは一体どこにあるか。こういうことによつて脱落していくということも生まれてくるのじゃないかということが私は憂慮されるのですが、この点いかように考えておられるのか、以上でございます。

またたくさんございますけれども、ちょっと下から呼ばれておりますので、この点だけ御質問して、私の質問を終わります。
○衆議院議員(眞藤新八君) 第一点の集団雇用の問題でございますが、御承知のとおり現在の雇用の場合、特に小売商が個々の店で新規採用と言ったって、なかなかそれは困難であります。が、組合が中に入って集団雇用すれば簡単であるということ、これを特に書いたわけがあります。そこで、先ほどお話のありましたように、いわゆる名前の大きい会社に魅力を生じて、機会があればそういう方面に移動するという例もまた決して少なくありません。したがって、それを防止するということも組合の一つの大きな事業であります。それがためには、宿舎の完備であるとか、あるいはその他慰安の設備であるとか、いわゆる福祉面において強力な施設を完備する必要がある。そうして、必ずしも大会社へ行かなくても、不愉快なあれは

ないという環境を作り上げるということ、一つの大きな事業でなければならぬと実は考えておるのであります。第二点の三十万円の限度であります。御承知のとおり火災共済組合がござりまして、それはやはり中小業者を対象とした共済事業でありまして、限度は五十万円、事情のあるときには、これは二百万でも許されておりました。が、大体少額の保険であります。したがって、この法案で規制してあります金額を、これを相当引き上げますと、この火災共済と競合することになりまして、非常なトラブルを起すおそれがありますので、そういう面を特に考慮いたしまして、そしてまあこういう金額に押えたということでありませう。

出資の問題であります。御承知のとおり組合員は皆同等の資格でありますから、したがって、出資もやはり一口の金額は、最低でありまして同じ金額であることが原則でなければ、かえってそういう面から、またトラブルを起すおそれがありますから均一にした次第であります。したがって、財政的に余裕のある方は二口でも三口でも、それは本人の希望によりまして幾ら持つても、それはいいことになっておりますので、少なくとも組合員であるとするならば、最低の出資だけは平等に持つことが必要でなからうかという考え方に立っておるわけでありませう。

でございますので、私どももいたしましては、人が集まるべくして集まり、とどまるべくしてとどまるように、待遇の問題でありますとか、あるいは環境、厚生施設、そういった面について、今後さらに一そう充実をしていく。このためにまた政府としても金融面なり財政面の必要な援助をしていく、こういうことで進めて参りたいと考えておる次第でございます。

○委員長(武藤常介君) 他に御質問はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

提出することにしたと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。なお、要求書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(武藤常介君) 速記をつけ

○委員長(武藤常介君) この際、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。さきに議長の承認を得て調査を行なつて参りました産業貿易及び経済計画等に関する調査を今国会閉会後も継続して行なうこととし、本院規則第五十三条により議長に継続調査要求書を

昭和三十七年五月十九日印刷

昭和三十七年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局